

# 原産地表示

## 「国産食肉」と「輸入食肉」

# 09

09

原産地表示：国産食肉と輸入食肉

○食肉(畜産物)の場合、**国産か輸入(この場合国名)**かで、原産地を表示します。

\*農産物と違って国産の都道府県名を表示する義務はありません。

### ▶ 国産食肉の場合 「国産」(国内産)である旨を表示します。.....

国産牛肉	豚肉(国内産)	国産鶏肉
------	---------	------

### ▶ 輸入食肉の場合 その原産地国名を表示します。.....

アメリカ産豚肉	オーストラリア産牛肉	鶏肉(中国産)
---------	------------	---------

#### 原産地とは?

原産地は、飼養期間が最も長い場所(国)のことをいいます。

#### 例1 原産地表示・アメリカ

飼養地	アメリカ	日本	アメリカが最も長い
飼養期間	12ヶ月	10ヶ月	

#### 例2 原産地表示・日本=国産

飼養地	カナダ	アメリカ	日本	日本での8ヶ月が飼養地として最も長い
飼養期間	7ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	

#### 例3 原産地表示・日本=国産

飼養地	カナダ	アメリカ	日本	飼養期間が同じ場合、最後の飼養地の日本を表示
飼養期間	6ヶ月	8ヶ月10日	8ヶ月10日	

#### 国名の名称表示として使える略称など

- ①アメリカ合衆国 ..... アメリカ、米国
- ②オーストラリア ..... 豪州
- ③中華人民共和国 ..... 中国
- ④タイ王国 ..... タイ

#### 単独では使えない国名の略称など

(この場合、国名を併記する)

- ①USA、US、AUS、NZ、DEN等のアルファベットの表記
- ②オージービーフ、Jビーフなど明確でないもの
- ③アイオワビーフ、カンザスビーフ、バージニアチキン等の州名

**Check!** ●食肉公正競争規約第3条第1項(2)▶(P98)、第4条(3)▶(P100)、第9条第1項(2)▶(P104)／同施行規則第5条▶(P99)、第17条▶(P105) ●食品表示基準第18条▶(P159) ●商品の原産国に関する不当な表示▶(P181)  
●牛肉小売品質基準5▶(P191) ●豚肉小売品質基準6▶(P192) ●食鶏小売規格第1章5(7)▶(P194)  
●不正競争防止法第2条20▶(P217)